

博物館法制度の今後の在り方について（答申）案

I 博物館法制度の現状と課題

● 博物館法（1951年制定、本年は制定から70年）

- ・社会教育施設として、資料の①収集・保管、②展示・教育、③調査・研究を行う機関として位置付け
- ・博物館の基本的な役割・機能を確保するため、博物館の登録・相当施設の指定を制度化
- ・税制等の優遇措置、美術品補償制度、学芸員等博物館の専門的職員の人材養成を推進

● 博物館数の増加と設置形態の多様化

- ・約200館（1951年）→ 約5,700館（2018年時点） ※約70年で30倍に増加
- ・年間の入場者数は、約3億人
- ・地方独立行政法人立（2013年）、会社立など、設置形態が一層多様化

II これからの時代にふさわしい博物館の在り方

● 博物館法制定時からの3つの基本的な使命

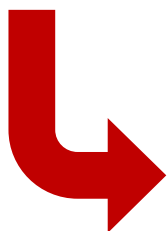
- ・資料の①収集・保管、②展示・教育、③調査・研究
→ 現在においても、ICOMなど国際的に共有されているものであり、引き続き維持する必要

● 博物館に求められる役割・機能の多様化・高度化

- ・文化施設としての役割の明確化、まちづくり・国際交流、観光・産業、福祉等の関連機関との連携（文化芸術基本法）
- ・文化財をまちづくりに活かすなど、地域文化財の計画的な保存・活用の促進を図る機関としての役割（文化財保護法）
- ・博物館の文化観光拠点施設としての役割（文化観光推進法）

● 今後必要とされる役割・機能：

- ・「文化をつなぐミュージアム」（Museum as Cultural Hub ※ICOM京都大会で提唱）としての地域のまちづくりや産業活性化、社会包摂、人口減少・過疎化・高齢化、地球温暖化やSDGsなど社会的・地域的課題と向き合うための場
- ・実物（もの）に触れる感動など、文化芸術や自然科学の気付きや発見の共有の場
- ・デジタル技術等を活用した新しい鑑賞・体験モデルの構築



＜これからの博物館に求められる役割・機能（5つの方向性）＞

「守り、受け継ぐ」 資料の収集・保管・蓄積と文化の継承

「わかち合う」 資料の展示、情報の発信と文化の共有

「育む」 多世代への学びの提供

「つなぐ、向き合う」 社会や地域の課題（まちづくり・観光・福祉等）への対応

「営む」 専門人材の確保、持続可能な活動と経営の改善向上

● 理念と目的

「底上げ」 規模の大小に関わらず、要件を満たす各地域の博物館を広く振興し、その活動と経営を改善・向上

「盛り立て」 予算措置を含む総合的な施策の推進により、創意工夫や新たなチャレンジを支援



博物館とその資料について、国民にとってより身近でより必要なものとして価値が向上し、その価値に対して更なる支援・投資がなされ、経営基盤が充実されていくという好循環の形成

● 制度の見直しの方向性

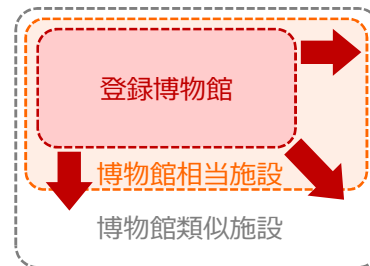
<登録制度の設置主体の拡大（イメージ）>

設置主体 現在、地方公共団体、一般社団法人、一般財団法人、宗教法人等に限定されている設置者の法人類型による限定を見直し、設置主体を拡大。新たに対象となる民間の法人は一定の公益性を担保。

審査基準 現行の外形的基準に加えて、博物館としての活動も考慮。

審査主体・プロセス 引き続き都道府県等の教育委員会が審査。

その際、専門家の意見を聴取。



継続的に活動と経営の改善・向上を図る仕組み

- ・ 定期的な報告等による水準の維持・向上。
- ・ 新制度移行に当たって、5年程度の移行措置期間の中で再度審査。

博物館による他館や関係機関との連携の促進

- ・ 博物館同士が、資料や職員の交流をはじめとした連携を行うネットワークを形成することを促進。
- ・ 地域の関係機関との連携による社会的・地域的課題（まちづくり・観光・福祉等）等への対応を促進。

新制度と連動した総合的な博物館振興策の推進 予算や税制などインセンティブをできる限り拡大。

● その他の措置すべき事項と今後の課題

- ・ 国立の博物館を含む、すべての博物館の振興のための枠組み等の制度整備についても今後検討。
- ・ 学芸員制度は中長期的な課題として引き続き検討。学芸員補は進学率向上等を踏まえ一部見直し。
- ・ 保存・修理等の館種に応じた様々な専門的職員の養成・資質向上のための規定の整備、現職研修等の一層の充実。 等

（参考）これまでの経緯等

2017年 文化芸術基本法の改正

2018年 文部科学省設置法の改正

- ・ これまで文部科学本省が所管していた博物館に関する事務について、機能強化された新「文化庁」が一括して所管

2019年 国際博物館会議（ICOM）京都大会が開催

2019年 文化審議会に博物館部会を設置し、博物館制度の見直しについて議論を開始

2020年 文化観光推進法の制定

2021年 博物館部会に法制度の在り方に関するワーキンググループを設置

2021年 文部科学大臣から「これからの時代にふさわしい博物館制度の在り方について」諮問

- ・ これからの時代に求められる博物館の役割や経営と活動の改善・向上を促進する観点から、博物館登録制度の在り方を中心に審議